

新潟市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第40号

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第1条 新潟市市税条例(昭和37年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第147条第2項中「第23項」を「第22項」に、「第26項又は第30項から第33項まで」を「第24項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第8条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

附則第8条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第18条及び附則第19条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第19条の4中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例の一部を改正する条例(平成27年新潟市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第94条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第12項」を「第11項の」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の3第8項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する熱損失防止改修工事が完了する地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の新潟市市税条例附則第8条の3第8項に規定する熱損失防止改修工事が完了した改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条の9第9項に規定する住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。